

## 令和3年白老町議会総務文教常任委員会会議録

令和3年10月 13日（水曜日）

開 会 午後 2時30分

閉 会 午後 3時49分

---

### ○会議に付した事件

#### 1. 陳情審査

- ・陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君	委員	前田博之君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

参 考 人	村上美千代君
参 考 人	玉井小百合君
参 考 人	掘和江君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間 力君
主 査	八木橋直紀君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。

（午後 2時30分）

---

○委員長（吉谷一孝君） 本日の委員会の日程について、事務局から説明いたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 本日は8月27日に開催しました8月定例会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情の審査を9月2日に引き続いて行うこととします。前回協議におきまして、白老町民温水プールの利用団体であります、白老水泳協会からも意見を聞くことといたしますので、本日は参考人として呼びしております。まずは今回の陳情に対する水泳協会さんの意見などをお聞きし、その後に質疑を行った後に委員会としての考えをまとめていただくこととなります。本日の委員会につきましては1日間と開催を予定しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） それでは、陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情を議題に供します。

前回に引き続き、審査に入ります。本日は陳情審査のため、参考人として白老町緑丘4丁目636番地、白老町水泳協会副会長の村上美千代氏、理事の玉井小百合氏、事務局長の堀和江氏、以上3名を招へいしております。参考人の入室をお願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

---

再開 午後 2時32分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

参考人である白老水泳協会副会長の村上美千代氏、理事の玉井小百合氏、事務局長の堀和江氏につきましては本日は大変お忙しい中、本委員会の陳情審査に当たり参考人として快くお受けいただきまことにありがとうございます。

早速ではありますが、このたびの陳情に対しての白老水泳協会としてのご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、村上美千代副会長お願いいたします。

○参考人（村上美千代君） まず本日、会長の都合がつかず出席できないことをお詫び申し上げますとともに、このような機会を与えてくださったことに感謝いたします。3人ともこのような場所への参加は不慣れのため少し緊張しておりますけれども、よろしく願いいたします。

このたび、プールの管理に関する陳情書がエンジョイスポーツ白老（ESPO）代表から提出されたと聞いて、思ったことが2点ありました。1点目は今年は体育施設の指定管理の公募の年ですので、過去の言動からして何らかの動きがあるだろうと思っておりまして、やっぱりという思

いが1つです。2点目は、この陳情が個人ではなく団体として提出されていることに関してなのですけれども、果たしてエンジョイスports白老（ESPO）活動団体の総意のもとで提出された陳情なのだろうかというのが2点目でした。

1から順を追って考えを述べさせていただきたいと思います。1番目は私から説明いたします。陳情書①について、平成2年10月に町民プールが開館して早いもので30年が経過しましたが、利用者が減少しているのは事実です。これには様々な要因が考えられると思います。まず、スポーツの多様化と個人のスポーツに対する意識の変化、それからオープン当初から中心となって活動していた人や利用していた人たちの高齢化、それと少子化が大きく影響していると思います。このことは水泳に限ったことではなくて、ほかのスポーツ団体や文化団体などほとんどの活動団体が抱える共通の悩みと捉えております。指定管理側もこのことに対しては利用者増につながる様々な教室を工夫しながら取り組んでおります。また、水泳協会も会員は減少したのですが、泳ぐ楽しさや泳いだ後の爽快感、それを一人でも多くの町民に伝えたいという思いから、毎年各種事業に取り組んでおります。

②につきましては、入るを凶って、出るを制すとあります。経済のことは詳しく分かりませんが、経済の最小単位である家計でさえ、なかなか予算どおりにいかないのが現状です。例えば10月からの食品の値上がりや、この時期の原油価格の急騰は、これから家計を大きく圧迫することだと思います。こういう不可抗力に対しては家計ではお父さんのお小遣いを減らすとか、お母さんが使っている化粧品のランクを1つ下げるとか、それでも足りない場合はボーナスでやり繰りをします。プールでは補正予算を組んで、そして補てんされるかと思いますが、当初予算を大きく超えた帳簿上の経費というのは、数字を見る限りでは削減にはなっていますが、表面上の数字のみで判断することではないのではないかと思います。話が横道にそれましたけれども、経費削減も指定管理制度の目的の一つだと思いますけれども、目的はそれだけではなくて、もっと多岐にわたっているのではないかと思います。指定管理制度については不勉強でそれほど勉強しているわけではないのですけれども、もっと多岐にわたっているものではないかという思いがします。

3番目に対しては、事務局の堀から説明させていただきます。

○委員長（吉谷一孝君） 堀和江事務局長。

○参考人（堀 和江君） 私は水泳協会の会員でもありますが、町民プールのパート職員でもありますので、3の町内より町外の利用者が多い比率は4対6と多いとありますが、決してそんな比率にはならないと思います。どこから算出したのか疑問です。町外の方は利用できませんという決まりもないですし、規定の町外の料金をきちんと払って入館しています。町外の方がいっぱい町民が泳げないという話は今までも聞いたことがありません。白老のプールに来る理由はいろいろあると思いますけれども、白老のほうが立地的に近いですとか、よく言われるのが水が綺麗で泳ぎやすいとよく言われます。エンジョイスports白老（ESPO）の受講者は苫小牧在住の子も多いと思います。3で言いたいことが判断しかねるのかと思います。安易な民間依存を改めるとありますが、何が安易なのかという部分が理解し難い部分もあります。これに関しては、これ以上のコメントはしかねます。

○委員長（吉谷一孝君） 村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） 4番、私たちの考えを述べさせたいと思います。体育協会が管理していたときは、受付業務、監視業務、館内清掃業務、ボイラーなどの機械設備の管理、いわゆる施設管理のみが主な業務だったように思います。以前は、せっかく水泳指導員資格を取得しても白老町でその資格を生かした仕事に着くことは全くできませんでした。そういう機会はありませんでした。しかし、指定管理制度が採用されてから、このような人たちに雇用の場が生まれて、有資格者がたくさん勤務するようになりました。町民が指導者として資格を生かした水泳指導に携わっているということは、大変うれしく思っておりますし、町民の雇用が生まれるということは、地域の経済効果の一つにつながっていると思っております。

行政パートナー制度とは、自分の持つ知識、経験などの能力を生かして、まちの事業やイベントに参加協力して、事業や事務などを担って行政とともにまちづくりに取り組む市民活動団体や個人とありました。プールの各種事業の運営には採用された町民でもある職員の考えや意見が当然、反映されていると思っておりますので、市民活動団体などとは形態が異なると思いますけれども、広い意味で解釈すると町民目線で運営に携わるという一端は担っているのではないかと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 堀和江事務局長。

○参考人（堀 和江君） 引き続き、5番につきまして説明いたします。5番につきまして近隣の町営プールは冬期間の休館が多くありと書いております。これについて調べてみたのですが、胆振や日高管内で冬期休館しているところは浦河と静内です。それも施設が開館したときから冬は休館するというもとで開館しているらしいです。その間、メンテナンスを含まれて1月から3月まで休館しているそうです。この中では浦河、静内、安平町の3施設のみで、ほかは通年の開館をしております。冬は屋外の施設が使用できなくなるところが多いので、白老のプールでは高校生の部活の体力づくりの一環や一般の方でも腰痛や膝痛など水中の運動をお医者さんに勧められ、治療目的で通っている方もいらっしゃると思います。子供水泳教室、成人水泳教室またはサークルなどで活動しているところは定期的にプールを使用し、その中で技術や体力の向上または健康の維持増進など継続して行ってこそ効果が表れてくると思っております。もし、冬期間の長い間、休館してしまうとその方たちはほかの市町村のプールに通うことになることになる人も出てくると思うのです。子供などが春に開館しても、こちらのプールに戻ってくる可能性は低いと思われまます。水泳人口の減少にますますの拍車がかかることになるので冬期間の休館は大きなマイナス要因になるのではないかと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） それでは、これからは委員の皆さんから今、お伺いした意見に関しまして、質疑をお受けしたいと思っております。何かご質問のある方、いかがですか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。本日は本当にお忙しい中ありがとうございます。時間も押してしまって申し訳なかったです。今回、陳情審査ということで内容を私たちも見せていただいた中で、その前から私たちも生涯スポーツについて白老町のあるべき姿みたいなどころでずっと議論してい

たものですから。今回、指定管理の在り方について松原さんからいろいろな話を聞かせていただいたのですが。水泳だけに限らずと先ほど言われましたけれども、そのとおりなのです。一番、スポーツに足りないところは指導者不足といったところがあったり、その課題を私たちはプールなどを見に行っていて、指定管理制度になってきちんとした指導者の方々がいらっしゃったり、先ほど副会長が言われたとおり有資格者の方々がそこに雇用されるという部分も見え隠れしていましたので、この指定管理はうまくいっているのかという捉え方でいたのです。松原さんの陳情の中では思いは分かるのです。町内の有志の中でそういった管理ができないものなのかという思いは分かるのだけれども、ただし指導者不足という有資格者、きちんとした経験を積んだ人たちがいらっしゃるかどうかということについては、まだまだ人材不足で指定管理に基づいた形の中で健康増進、競技スポーツそこに手を入れてくれる体制づくりが今後も必要になってくるのかと思います。これは水泳に限らずです。松原さんの陳情を受けた上で皆さん方からのいろいろな意見を聞きながら、本当にそれが現在どうなっているのか。私が聞きたいのは皆さんがプールを見ていて、現在の指定管理におけるメリットとデメリットを皆さんがどう考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思えます。

○委員長（吉谷一孝君） 村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） 質問にお答えいたします。以前とは異なる点は従来、管理していたところにはなかったサービスの提供があると思えます。先ほど指導員資格のことを言っておりましたが、おかげさまで白老の水泳指導者は少しずつではありますが若い人たちも挑戦して増えております。その一端を担っているのは指定管理会社でやっている成人の水泳教室があるのです。週に2回やっております。初級コース、中級コース、上級コースの3コースに分かれておりまして、上達によって上がっていくことになっているのですけれども。成人水泳教室にいて、希望者がいると資格に必要な水泳技術などを重点的に指導したりしてくれております。今年も水泳の基礎指導員というのですけれども、そこに挑戦する方が3名おります。その方たちも指導を受けて今、練習中です。それから先ほど申しましたように、成人水泳教室は3つのコースに分かれておりまして、週2回開催されているのですが、水泳協会の加盟団体ではないサークルで活動している水泳の指導者もいるのですけれども、その指導者としてのスキルアップを目指して上級コースで受講者として受けております。そして、それをサークルの指導に還元して自分たちの指導に生かしております。今まではこのような受け皿は本当にありませんでした。メリット、デメリットについてということで、今までやっていなかったことを2点お話ししたのですけれども。小中学校の水泳事業があるのですけれども、従来はプールの職員は監視のみを行っていたのです。指定管理に変わりました、プールの職員が専門職を生かして指導の一端を担うようになりました。これも今までにないことでした。先生によっては、水泳指導をやったことがなくて難しいという方もいらっしゃると思うので、そういう面では助かっている部分もあるのではないかと感じております。

プールのオープン当時、水泳協会に所属して活動しているサークルは5団体ありました。具体的にはカップクラブ、アメンボウクラブ、イタドリクラブ、それと役場の職員で構成してありましたドルフィンクラブ、それと虹、そしてそのほかにスポーツ少年団のグッピーで水泳の指導に携わっ

ている指導者も10名くらい水泳協会に加盟していただいて、一緒に活動しておりましたので、その当時は200名を超える会員で構成されておりました。

それから、そのほかに協会の事業として子供たちの水泳教室を開催して、初心者コース、育成コース、選手コースとその当時は200名近くの受講生をかかえた教室を通年で開催しておりました。では、その指導を誰がやっていたのだという水泳協会に加盟しているサークルの中の指導員、資格の持っていない方はアシスタントという形で、そういう協力者のもと主に主婦層が中心となって活動しておりました。通年開催の上、地方で大会があれば引率もしなければならないので家を空けることがあります。家事をしながら、仕事を持ちながらの指導には大きな負担がありましたけれども、みんなでやりくりをしながらどうにか続けてきました。しかし15年、16年くらい前から少子化により子供の減少と指導者の高齢化ということが起因しているのですけれども、この事業自体の継続、運営は難しい時期に来た、いろいろなことを再考する転換期だと思っていましたところ、指定管理制度が導入されて、そこが自主事業として子供たちの水泳教室を継続して展開してくれております。このことにつきましては、私たちが子供たちに指導するという明かりが本当に消えないで継続して灯りが灯っているということに対して、本当によかったという思いが協会員の共通の思いだと思います。

それから、これも今までになかったことなのですけれども、プールといえばイコール水泳で水泳に関するスポーツしかしていなかったのですけれども、少しでも利用者増につなげる観点からいろいろな多様なスポーツを取り入れるということだと思えるのですけれども、サーキットトレーニングの導入をしたり、ヨガ教室、健康教室などの開催、水中運動を取り入れたいろいろな運動、そういうことを展開していて、皆さんご存知と思うのですけれども、白老のプールは水泳に特化した施設なので、いわゆる付帯設備がないのです。このくらいのスペースがあって、そこで運動してからプールに入るとかということがなかったのですけれども、少ないスペースを本当に上手に利用して、事業を展開して少しでも教室に来ている人が水泳に興味を持って、私も泳いでみようかなということで水泳人口に結びつけようという思いが感じられます。

○委員長（吉谷一孝君） 玉井小百合理事。

○参考人（玉井小百合君） 水泳協会で指導させていただいております、玉井と申します。水泳の指導に携わっているのですが、泳法や指導方法というのはオリンピックがある4年ごとにどんどん変わっていくのです。その中で私たちも新しい泳ぎや指導方法を勉強しているのですけれども、指定管理者さんが担ってから、指定管理者さんは全員が有資格者ですし、私たちもそうですが、指導者同士で情報を交換し合えることにはとても助かっています。人数が多くなると、こういう方法もあるのだ、こういう指導もあるのだという場が増えてとてもよかったメリットがあります。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。メリットについてはよく分かりました。ただ、今後の指定管理者に対するこういったことをもう少しだとか、そういったお話も若干でいいですからお聞きしたいです。それから指定管理者といっても、様々な企業があるわけです。任期が終わるとプロポーザルの中で様々な意見交換をしながら決まっていくわけです。同じ指定管理者がずっと継続してやって

いける場合もありますし、そうでない場合もあります。最低限、指定管理者に求められるものというのはどうなのか。今の現状の中でやっていただければ一番いいという話に聞こえてくるのですけれども。最低限、こういったことについてはしっかり進めてもらいたいということや、私たちもずっと意見交換をしていく中で町民に対して高齢者の方々の健康増進、子供たちの水泳教室を通じた競技人口の増加だとか、そういったものも含めて指導員の在り方が問われてくるのではないかと思いますけれども。実際の運営上指定管理者に求められるものとは、一体どういうことなのかということをお話しいただきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） まず、指定期間ごとに指定管理者が変わることによって、私たちが困ることは提供するサービスが継続性や連続性を保ちにくくなって、全く今までやっていたいろいろなことの継続性や連続性がなくなることが困惑することかと思えます。それと、経費削減の優先によってサービスの質の低下ということも非常に懸念しております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤雄大君） 佐藤です。本日は皆さま、ありがとうございます。1点、冬期間の閉館についてマイナスの面が多いということだったのですけれども、実際に利用者の方々の意見、苫小牧市や登別市に行くのは大変だから閉めないでほしいという意見が多いという認識でいいのかどうか、その辺が分かれば教えていただきたいです。

○委員長（吉谷一孝君） 堀和江事務局長。

○参考人（堀 和江君） やはり、冬期間は営業時間が短いです。夏場は10時から8時半まで営業しているのですけれども、冬期間は11月から3月までは1時半から8時半までの営業なのです。冬は時間が短いので1時から4時くらいまでは一般のお客さんでコースを埋まることが多いです。夏はウォーキングしていたのだけれども冬は寒いので、プールを週3回歩きに来ているという方もいらっしゃいますし、冬場はプールの中は暖かいので、健康体操教室ですとかヨガ教室は体を伸ばしたりするのに適しているのです、いいからずっと続けてくださいという声もたくさんあります。

○委員長（吉谷一孝君） 村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） 冬期休館となりますと、いわゆる高齢者の方たちは自分で車を運転して、ほかのところに泳ぎに行くということはまずなくなると思えます。子供の場合は親が送り迎えをして、プールに通うということはあると思います。高齢者は全く冬場にプールを利用することができないということになると、治療目的で腰が痛いとか膝が痛いという方たちも治療目的で来ている人たちもいますので、困る方も出てくると認識しております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質問のある方いらっしゃいますか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 皆さんからご意見をいただきまして、ありがとうございました。1番から5番まで総じて私が聞かせていただくところ反対論がすごく多いのかと、反対論だけかといっても過言ではないかと思うのですけれども。水泳協会を代表して来られているのですが、おおよそ皆さ

んの団体の総意だと受け取ってよろしいかどうかということを確認させてください。先ほどのエンジョイスポーツ白老（ESPPO）さんにも総意かということがあったのですが、同じ質問を私もさせていただいておりまして、相手の方も総意だとお答えしていただいておりますので、その辺を確認させていただきたいと思います。そして、これが①から⑤に対して全部反対論ということは、この意見書が出ているということに反対だという考えでよろしいのかどうか。その辺の認識を再度お伺いして質問にしたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） まず、今ご説明したことが白老水泳協会の総意のもとかといいますと、そのとおりです。みんなそういう思いであります。反論ということではなくて、私たちはこういう考えでありますという意見を述べさせていただいたので、特に反論というものではなくて、出てきたものに対する私たちの考え方を述べたつもりです。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質問ございますか。

村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） 委員長の許可を得てから、一つ発言したいことがあるのですが。水泳協会として30年以上活動を続けてきておりますが、この30年間残念というか非常に憂慮すべき問題を常にかかえながら歩んできております。誹謗中傷と捉えてはとても心外なのですが、決して誹謗中傷ではなくて、私たちの一端でもこの現実をご理解いただきたく一つお話しさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 委員の皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 委員の皆さん、よろしいということなので続けてください。

村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） それでは、一つお話しさせていただきます。プールの建設にご尽力なされて、その後も水泳協会の会長として長い間お力添えいただきました、お亡くなりになりましたけれども伊藤議員の話をご紹介したいと思います。ある日、突然、自宅に来てプールの建設に力を貸してほしいとその人物から直接依頼を受け、プール建設に向けての運動に携わり、多くの賛同者を得てやっと町民待望のプールが実現したのに、完成した途端に登って来た階段を急に外されたと申しておりましたけれども、このことはその人物の人となりを実際に端的に表していると思います。人間としての信頼関係を築くことが非常に難しい方で、30年来その姿勢は変わらず、水泳協会のみならず当初プールの管理に当たっていた役場、その後の振興公社、体育協会と指定管理と変化していきましたけれども、白老の水泳普及のために共に歩むという関係はどことも築けなかったように思います。そして、このかかえた問題によって、水泳協会ははじめ管理する側も本来の業務以外にどれだけ多くの時間と労力を費やしてきたかできません。このことは長い間、水泳協会の副会長としてお力添えいただきました前田議員も大変ご苦労されていたと思いますので、誰よりもご存知だと思います。この人間性が今後も変わることはないと思いますし、誰が管理してもどこが管理に当たっても同じことが繰り返されるであろうとの思いが協会員の共通の認識です。

○委員長（吉谷一孝君） ただいまのお話は、あくまでも本件とは別にお伺いしたということで受けさせていただきます、そのようなご意見もあるということをお受けいたしました。

○委員長（吉谷一孝君） 村上美千代副会長。

○参考人（村上美千代君） それともう一つ、いろいろな水泳協会も先ほど申しましたように会員数が本当に減りました。今は30人弱くらいで運営しております。少ないなりにみんなでいろいろ協力し合って、いろいろなことをやっているのですけれども。資料をお持ちしたのでお配りしていいでしょうか。お話ししても、どういう事業を展開して水泳人口を増やそうと思っているのだということがよくご理解されないと思いますので。

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時12分

---

再開 午後 5時13分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑がないようですので、参考人は退席をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 5時14分

---

再開 午後 5時16分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お手元に前回の会議録を参考配付しておりますが、これより前回に引き続き、本陳情に対する討議を行います。討議については、委員会条例第13条の規定により、自由討議で行います。

陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情について、ご意見をお持ちの委員がおりましたらどうぞ。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。最初に上がってきた陳情者の松原さんのお話も聞きましたし、今回参考人として水泳協会の方々のお話を聞きました。はっきり言いますけれども、すごく何か根深いものが昔からのそういった何か歴史的なものを感じる、そういった参考人の話をお聞きしますと、どっちがどっちという私たちの中で結論づけるということは、この陳情を採択するか不採択にするかということは受け止められない部分があるのかとったりもします。また、この件について陳情として私は受けられないというか、もっと違う方向で解決していかなければならないことなのかとしたりするものですから、議会の中でこれを受け止めるということはなかなか難しいのかと。言葉としていいか悪いかは別にしても私はそう感じました。結論から申しますと、今回の陳情については私は不採択という形の中で処理をしていただければというよりも、処理をしたほうが今回はよろしいのかと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 先般、エンジョイスポーツ白老（E S P O）松原さんからご説明いただいたものと本日、水泳協会からご説明いただいた中身というのは、相反する部分が多くて、これだけをもって判断するというのは私も非常に難しいと思います。なおかつ、言わせていただくとエンジョイスポーツ白老（E S P O）さんはプロポーザルにも関わっております。私たち議員がこれを採択、不採択というとは本来そういうことがあってはいけませんが、プロポーザルに影響を及ぼすようなことはあってはならないと考えますし、本当はあってはならないことなのですけれども。それが議会で別件とはいえ、行われるというのはいいのか悪いのか私は本当に受けてよかったのかどうなのかということから悩むところもあるのですが。私も出すとしたら不採択ということでは出せないのではないかと個人的には考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 結論にいつてしまったから、本来は議論しなくてはいけないと思うのです。私も今日の水泳協会の話を知ったら、私も過去に携わって経過を全部知っているからコメントしません。前の陳情の中身も事実と反する部分もあるのだろうけれども。陳情を出した人は、あの中での言葉では指定管理を公募するみたいな言い方もしていたけれども、それと別として今後、見直し時期が来て公募して審査するときは十分に公平に審査してくださいという願意だったと思ったのです。そこの捉え方だと思うのです。願意が自分に有利に働くような公募で落ちるかどうかわかる願意ではないと思うのです。その辺が私は2人から聞いた意見も、それはそうだと思うのですけれども。願意だけ見てしまうと水泳協会は完全に指定管理会社側と話し合いで整理されていると思いますから、それはそれでコメントしませんが、願意から見れば、ただ公募された人を十分に審査してくださいという言い方に取ったのです。その辺の捉え方を委員会でするかどうかというのを整理してから、議論しないとどうも動かないと思います。町の担当者も十分に新たな公募のときに、これも踏まえて審査するようにしたいといっているのです。その辺の整理の仕方があるのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。今、前田委員の言われていることはそのとおりだと私も思います。今回、水泳協会さんの話の指定管理のデメリットの部分を知りました。今まで行われている運営が、こういったところがまずいとか、ああいったところがまずいという話が1つ、2つ聞かれるのであれば、前田委員の言われるとおり、いずれにしてもここで決める話ではないかもしれません。また改めて委員会を開いて、その中で今回のものを持ち帰って議論する話かもしれないけれども。ただ、デメリットとしての今後、求められるものについては、今での継続性だとか連続性、持続性をしっかり受け止めてもらえる業者さんにやっていただきたいという意見がありました。松原さんの陳情の中に、そういった部分というのは見え隠れしなかったです。逆に運営に対してのそういったものがあるって、あまりそういったところが見え隠れしてなかったところがあるものですから、雑駁に大意として見たときには私は先程言った話になったのですけれども。いずれにしても、

これは決められる話でないとするれば、次期の委員会の中で今一度、皆さんで討議しながら決められればいいかと思います。客観的な私の意見として言わせていただいた部分です。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私は今日、事務局から陳情の5項目についての考え方を聞くために言っているのか分からないけれども。私は水泳協会としてプールをどういう運用状況にあるのかということを実は聞きたかったのです。なぜかという水泳協会は指定管理者と自分たちのプールの利用状況というのをきちんとやるのです。そういう部分のメリット、デメリットが出てくるわけです。彼らは悪いのだけれども、体育協会という立場の中で十分に意見を尊重されていると思うのですけれども。そういう利害関係もあるのです。多少割引いて、ものを考えないといけないと思うし、氏家委員が言った水泳協会として町民のプールとして、自分たちが使ったときに一般客がどうだった、団体で使うのはどうだった、自主事業をやった何百万円もお金を集めてコースを独占したときに、ほかの泳ぎに来た町民の人たちに影響がなかったのかどうかという部分は客観的に見ていないのです。そういう部分も意見が聞きたかったのです。今日は、もう少し建設的ないい形の町民はどうプールを使うべきだという話はなかったのですけれども、あくまでもその部分の願意の公募に対しての十分に審査してくれという部分がどう捉えるのか。今日の意見とか松原さんの考え方とか別として、願意も説明があったけれども、多少は優劣な部分もあったのだけれども。今言った、まだ議会が採択、不採択が10月末の公募に影響があるという政治判断も必要かと思えますけれども。どっちとも言えないのです。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 一つは今、議論されている前田委員が言われた願意をどう考えるかという、これは陳情では一番大切な部分だと私も思います。私はこの願意の中でもう一つ考えたのは、もちろん公平なことをやりなさいというのは一般論として当たり前のことです。採択したら、やっていないのかということになるわけです。今まで町がやっていた公募というのは、おかしいということになるわけです。そこが一つ我々が願意を判断するときの基準としては、そういうことも必要なのだと思うのです。もう一つは、私は前にも同じこと言っているのだけれども、通年開館を見直すと書いています。これを採択したら、議会は冬は閉めるという方向に向いているといわれても仕方ないのです。そこは切り離すのならいいけれど、私たちが冬は閉めるということと言えるかといわれたら言えます。ただし、願意でいったら理論的な根拠を含めて全部がなかったら駄目です。そこが一つです。同じ利用団体があれだけの確かに私も何十年前も知っている、ただこれだけいったことに対して、願意がこうだからということで判断をしていいものかどうかというのは私は疑問なのです。町民を代表して彼ら、彼女たちは水泳協会の総意だと言っているわけです。願意がこうだから、あなたたちの意見はばっさりということは、本当に議会のやることなのかと思うのです。私は願意の部分でも前回、通年の部分のことは私ははっきり言っていますから。これで採択したら、そうなります。そういうことまで議論をきちんとしておかないと、委員長がそうしたのではないかと、冬は閉めていいのだとなったときに議会はどうするかということになります。よく検討してやらないと、私は非常に危険なものをたくさん含んでいる中身だと思います。議会の立ち位置をはっきりし

ないと、議員として相当慎重に審議したほうがいいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 今、大淵委員からお話があった中身なのですが、確かに願意で話をした中では本当にこれが議会として判断して採択、不採択するべき中身のものなのかどうなのかということは、私も慎重に審議するべきだと思いましたが、この陳情を受けたという話を聞いたときにもプロポーザルのこともありましたし、そういった中で公平、公正さを問う中で議会がこのことについて判断したことによって、違う捉え方をされて見られる可能性があるということも十分に検討した中で結論を出すべきだと思いましたが、陳情者だけの意見ではなく、担当の意見も聞き、ほかの団体の意見も聞き、その中で採択、不採択をどのように取り扱うべきかということはやるべきだと思いましたが、今回の水泳協会の皆様にも審査に来ていただいたということです。その中でも先ほども氏家委員も言われた、ことごとく意見が分かれる中で、これを本当に全員がその中にいて逐一確認をした中でやれるのであれば、また話も違ってくるのでしょうかけれども。書面、聞き取りだけの判断の中で本当に正しいジャッジをすることができるのかどうなのかというのは難しい部分があると思いますので、その中で先に延ばしても結果は多分同じこと、もしくはほかの団体呼んで審査をしてもおおよその話は変わらないのではないのかというのが私の感じたところでありま。そういった中でどうするか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 今回の陳情審査に当たっては、総務文教常任委員会として、今までずっとスポーツ振興のあり方について所管を取りながら長い時間をかけて審査してきたことなのです。その中でこの陳情が上がってきた、ただしこの陳情の裏付けを取るための参考人でしょう。そういうことも考えたら、今始まったことではなくて、総務文教常任委員会としては長年の課題として所管事務を取りながらやってきたことですから。そして、今回の参考人です。もしやるのであれば今後、分科会活動の中で、もっとそういった団体さんとの懇談を深めながら、あるべき姿を求めていくのがいいのかなど私なりに思ったものですから。いずれにしても今、大淵委員が言う本当に難しい問題なのなのだろうと、私は単純なものだから簡単に言ってしまいましたけれども。難しい問題ですけれども、これはあくまでも受けてしまった以上は議会として判断していかないとならないです。そこだけは自分たちもいろいろ考えながら、今回の参考人招致をどう受け止めるのかということも含めて決定していかないといけないです。ただ、ここの時間の中で決定はできないと思うので、そこは委員長にお任せします。

○委員長（吉谷一孝君） 私は前回の陳情者の聞き取りの中で、こういう質問をさせていただいたのです。今回、この時期にこの陳情を出した意図はありますかといった中で、今後プロポーザルがありますけれども参加する予定はありますかと言ったときに、予定はありますと答えているのです。ということは本来、願意とは違うかもしれないけれども、判断としてはプロポーザルがあることを分かっている、このタイミングでこの陳情を出したらどうい影響があるかということは容易に判断がつくと思うのです。それが自分の本来の陳情者の願意と違ってても周りはそうは取らないと私は受け止めたのです。私の中では本来、委員会として取り扱うべき内容の陳情書ではないと、私自身はそう受け止めたのですけれども。皆様がどうそれについて考えるかお聞きしたいと思うのですけ

れども。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 私も先ほど意見を述べさせていただいた中で、プロポーザルという言葉を出させていただきました。本来、陳情とプロポーザルが関連してはいけないと思うのです。この正可否がおのずと陳情の中身の文章、願意によってプロポーザルの中身にもある程度、反映される文章が含まれているのです。私はプロポーザルという言葉を出させていただきましたが、ここで正可否を出すと、例えば正しいと出しますと議会から総務文教常任委員会から本会議を通しますので、白老町議会の意見という形に通ればなります。採択になったときプロポーザルの中身は、こういう中身であるべきだという一つの議会の判断の目安にも捉えられてしまうのです。本来はそうあるべきではないのです。陳情の中にある願意の文章が関わることの文章になってしまっているのが非常に難しいと私も思います。委員長がおっしゃったとおり本来、議会が受ける内容ではなかったのではないかと私も思いますけれども、上がってきてしまったら議会として判断をしなければなりません。そうやってきたときに最終的にはこれに賛同するというにしようとする、プロポーザルの中身、指定管理者の中身、全部に議会が口を出したことになるようになってしまうので私は賛同できないと考えます。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま、私からもお話しさせていただきましたし、氏家委員、小西委員からもお話しいただきました。そういった中で、本陳情につきまして委員会として、どのように扱うべきかということでありますが、ここで皆様からご意見をいただいた中で、どのように進めるかということを決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今の委員長が言ったことは言ったことでもいいのですけれども。願意が5項目あって、1つずつやれば先ほど大淵員が指摘していた部分というのは皆さん共通認識しているのです。それをどう捉えるかということです。プロポーザルが10月にあります。プロポーザルの締切が仮に10月なら10月になります。先ほど小西委員が言った部分も含めて、それまでに陳情を出さないといけないものなのか。それを過ぎてからでも遅くないのか。ということは、これから公募して審査をするのだから、その部分を公募を締め切るまでの間にスルーをして、その後に議会としての方向性を出しても、陳情としての取り扱いがいいのかどうかということも私も少し勉強してきたのですけれども。その辺がどうかと思ひまして。いいかどうかは別として、それが可能だといえれば委員の議論を踏まえると先延ばししておいて、そこでやるのか。あるいは公募前に出さない駄目だとなったら逆に公募前に出したら問題です。採択だろうと不採択だろうと。本当は受けるべきではなかったと思うのです。

○委員長（吉谷一孝君） 今の前田委員の意見というのは、プロポーザルが終わった後の12月などにこの陳情に対しての報告を委員会としてするのはどうなのだろうということです。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 直近の定例会に向けると、想定するのは12月は12月で動いているところがありまして前回、慎重に審議ということで9月会議には前提ではなくて、12月までに慎重に審

査しましょうということだったものですから、今のお話だと逆に12月以降だということなのですか。公募は10月だと思うのですけれども。今の審査過程でいくと12月会議には報告できると思うのです。陳情審査の結果報告は本会議になると、12月会議の結果報告になるのですけれども。それ以降でやるというのかそれとも12月がいいのか教えていただきたいです。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 皆さん言っているのは今、公募をやって審査をするから、それに影響を与えない時期的な中での結論を出せないのかなということです。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今の段階ではただ12月以降まで引っ張れというのであれば別ですけれども。12月に出すのであれば、全部終わってしまいます。要するに今日は結論を出さないで、次に結論を出して12月に報告をするということにせざるを得ないし、それがたまたま公募から外れたというだけの話ではないですか。ただ、あまり早く結論を出すということがいいかどうかというのは、何度もきちんと議論しました、だからこういうことなんですということにしないといけないです。今日の判断で水泳協会さんをお呼んだというのは、私はよかったですと思います。そういうことでは駄目なのでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） ここで採択、不採択を出したにしても、結果を公表するのは12月ということですので、ほかにまた招集などがなければ、ここで結論を出していいのではないかと思います。中身としては、プロポーザルの結果がどうのこうのもあるのですけれども、それ以外にも判断の材料としては冬期間の使用をどうするとか細かい内容も入っている中身を見ると、プロポーザルだけではなくほかのところも勘案した中で、ここで一定元の回答をしてしまうのがいいのかと思ったので、そういう判断ではあったのですが。

氏家委員。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 考え方は分かりました。プロポーザル前に議会としての議事録は正式に録っているわけです。プロポーザル前に議会として、こういった判断をしたのだとなったときに、報告は確かに遅くなります。そうなったときの我々の態度みたいなものが、ここでは個々の意見を出したけれども、もう1回持ち帰ってきちんと話を進めようということに私はすべきだと思いました。いろいろな影響があると考えられる案件であればあるほど、そういうところはもう少し慎重にしたほうがいいのではないかと思います。結果は皆さん、頭の中で決まっていますが、ここで決めなくてもいいわけです。

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時46分

---

再開 午後 5時48分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま、各委員からお話いただきましたところ、もう少し慎重に審議すべきという異見がご

ございましたので、これについては延会、審査を継続するという方向で進めてまいりますが、それにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

次回に日程については、正副委員長にて調整し、各委員に別途通知いたしますのでよろしく願いいたします。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） よって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

（午後 3時49分）